

## 完成工事高に関する提示書類について

建設工事の請負については、契約を書面で締結することが義務付けられています（建設業法第19条）。

経営事項審査での、完成工事高に関する提示書類としても、原則として、契約書（又は、注文書・請書）を提示してください。

（請求書のみの提示では認められません。

請求書が提示された場合には、当該請求に対する入金等、確認が必要と認められる事項について書面を追加提示いただき、その上で個別に判断することになります。）